

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 17 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2010～2013

課題番号：22402012

研究課題名(和文) オフショア地域における信託の受容と発展に関する調査研究

研究課題名(英文) Study on recognition and introduction of the Trust in offshore jurisdictions

研究代表者

渡辺 宏之 (Watanabe, Hiroyuki)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：10376402

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,500,000円、(間接経費) 4,350,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果として大学紀要の比較信託法特集号の刊行をはじめ、英語・日本語の双方で単著・共著の多数の論考を刊行した。さらに、モントリオールで開催された世界信託法会議(2010年9月)に、研究代表者の渡辺教授が、チェアマンの一人として参加した。会議は、イングランド・米国等の典型的なAnglo-American Trustの法域の研究者のみならず、スコットランドや南アフリカ等のmixed legal systemに属する研究者、また、最近信託法制を導入することになったフランス・スイス・中国等の研究者が集まり、信託の本質と各国の相違について報告し議論する誠に興味深いものであった。

研究成果の概要(英文)：Professor Hiroyuki Watanabe who was the leader of this project participated in the Conference "The Worlds of the Trust / La fiducie dans tous ses tats" in Montreal, Canada, from September 23 to 25. The special article "Trusts without Equity", planned and edited at a time close to when the conference was held, is entitled, Trusts Without Equity. It addresses the issues concerning the recognition and introduction of trusts in the civil law jurisdictions where the legal theory of equity does not exist.

The article contains the Japanese translation and commentary of the Draft EU Directive on Protected Funds, accompanied by its original English text. Although it is uncertain whether or not this draft Directive will be formally adopted, it is of no small significance to impart the results and backgrounds of this proposal, which was made with a sincere attitude on the basis of an advanced level of comparative law, to Japanese researchers and practitioners dealing with trusts.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：基盤研究(B)

キーワード：信託 比較法 民事法 オフショア 混合法域

1. 研究開始当初の背景

本研究の対象地域は、英米の信託法制から見れば文字通り周辺地域であり、かつそれらの地域の法制は、英米では法規制の存在のために行うことができない取引を可能にする、一種の抜け穴的な地域と看做されることもしばしばあり、研究者による学問的研究の課題として取り上げられることが少なかった。わが国においても、海外の信託法制に関する研究は、これまで英国、アメリカ合衆国を対象としたものを中心に相当程度行われてきているが、本研究の対象となる地域の信託法制の研究は、これまで十分に行われておらず、海外でも研究の蓄積はまだ少なかった。

しかし、近年、新たな経済発展地域や金融センターとしてのこれらの諸地域の重要性が高まるにつれ、当該地域で行われる信託取引も、量的にも内容的にも到底無視できないものとなってきている。また、それらの信託法制は、しばしば非常に柔軟であるがゆえに、「信託の限界」を考えるうえでの貴重な生きた実例を提供しており、このような意味で、対象地域の信託法制の研究は、海外の信託法制の研究において非常に重要な位置づけを獲得することができる。

しかしながら、対象地域の法制度(信託もしくは信託類似制度)については、英米と比して格段に情報量が少なく、また種々の法域が地理的にも散在しており、とくにオフショア地域の法制度については、基本的に、当該地域における財産管理や金融取引に従事する、少数の実務家のみが情報が共有されている状況であった。

2. 研究の目的

本研究では、英米のtrustとは異なる沿革を有しながら独自の変容や発展を遂げている地域の信託(or信託類似制度)に関する法制について、歴史的背景や実際の

運用にも踏み込んで調査を行う。現地調査・文献調査の結果をふまえてそれらの信託法制の特徴を抽出する過程で、信託法理の変容がいかなる形でいかなる程度まで行われているかを調査して「信託の限界点」を示し、「信託とは何か」という本質的な問題に関する理論的枠組みの構築を目的としている。本研究課題は、これまでの諸調査研究の成果をふまえて、「大陸法をベースとする私法の下での信託の受容と発展」といった理論的課題の検討に重点を置くものである。

3. 研究の方法

本研究では、「大陸法をベースとする私法の下での信託の受容と発展」といった理論的課題の検討の観点から重要性を有する地域の信託法制について、信託制度導入の沿革や歴史的背景にも踏み込んで調査を行った。具体的には、「“mixed legal system” (混合法域)」において発達した信託制度を有する南アフリカ・スコットランドおよびそれらの源流となるオランダ、欧州統一との関係から信託導入の議論が活発であるロシア及び東欧ハンガリー、アジア地域で信託制度を発展させつつあるシンガポール、中国、ハーグ国際信託条約批准の一方で国内信託法未制定のため、オフショア法域等で設定された信託の国内的効力が問題となっているイタリア、スイスである。そのうえで、現地調査および文献調査の結果をふまえて、各法域の信託法に関する論考を日本語・英語双方で公表する。さらに、それらの信託法制の特徴を抽出する過程で、信託法理の変容がいかなる形でいかなる程度まで行われているかを分析して「信託の限界点」を示し、「信託とは何か」という本質的な問題に関する理論的枠組みを、本研究における比較法の成果をふまえて進展させることを企図した。

4. 研究成果

本研究の成果として大学紀要の比較信託法特集号の刊行をはじめ、英語・日本語の双方で単著・共著の多数の論考を刊行した。

さらに、モントリオールで開催された世界信託法会議(Conference on “The World of the Trust” / La fiducie dans tous ses états、2010年9月)に、研究代表者の渡辺教授が、チェアマンの一人として参加した。開催地はマギル大学(McGill University)のケベック私法・比較法研究所である。会議(conference)は、イングランド・米国等の典型的なAnglo-American Trustの法域の研究者のみならず、スコットランドや南アフリカ等のmixed legal systemに属する研究者、また、最近信託法制を導入することになったフランス・スイス・中国等の研究者が集まり、信託の本質と各国の相違について報告し議論する誠に興味深いものであった。日本からの研究者の参加も多かった。報告者のバックグラウンドも多彩であり、英国や米国・カナダの大学に籍を置く研究者の中にも、様々な大陸法系諸国の出身者も多く、多彩な比較法研究が繰り広げられた。スピーカーやコメンテーターには、世界のビッグネームと、各国の気鋭の中堅・若手が一堂に会し、諸報告はいずれも大変示唆に富む内容であった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

{雑誌論文}(計 10 件)

・ Hiroyuki Watanabe, “Trusts without Equity” and Prospects for the Introduction of Trusts into European Civil Law Systems, *The Quarterly Review of Corporation Law and Society*, No.23, at187.(Waseda University, 2010)、査読有。

・ Paul Matthews=Hiroyuki Watanabe, The Essence of the Trust and the Ambiguity of the concept of 'Property', *The Quarterly Review of Corporation Law and Society*, No.32, at.101.(Waseda University, 2010)、査読有。

・ Kenneth Reid=Hiroyuki Watanabe, Principles of European Trust Law and Draft Directive on Protective Funds, *The Quarterly Review of Corporation Law and Society*, No.32, at.113.(Waseda University, 2010)、査読有。

・ Gabor Hamza=Hiroyuki Watanabe, Recognition and Introduction of the Trust in Hungary and Russia from the view of Comparative Law, *The Quarterly Review of Corporation Law and Society*, No.32, at126.(Waseda University, 2010)、査読有。

・ Francois Du Toit = Hiroyuki Watanabe, The South African Law of Trusts, *The Quarterly Review of Corporation Law and Society*, No.34, at148(Waseda University, 2013)、査読有。

・ Lionel Smith / 渡辺宏之(翻訳)「信託と財産(Patrimony)」早稲田法学 86 巻 3 号 257 頁(2011 年)、査読有。

・ Gabor Hamza=渡辺宏之「ハンガリー・ロシアにおける信託の承認と導入の問題～比較法的見地から」早稲田法学 87 巻 2 号 431 頁 (2012 年)、査読有。

・ Francois Du Toit = 渡辺宏之「南アフリカにおける信託」早稲田法学 87 巻 4 号 97 頁 (2012 年) 査読有。

・ ピエール・ルポール / 渡辺宏之(翻訳)「信託の奇妙な運命」早稲田法学 88 巻 1 号 199 頁(2013 年)、査読有。

・ M.J. DE WAAL / R.R.M. PAISLEY
渡辺宏之(翻訳)「スコットランド・南アフリカにおける信託(1)(2)」早稲田法学 88 巻 2 号 311 頁・3 号 263 頁(2013 年)、査読有。

{学会発表}(計 1 件)

Hiroyuki Watanabe, Conference on “The World of the Trust” / La fiducie dans tous ses états) Session 6 (Chairman), at. McGill University, Quebec Research Centre of Private and Comparative Law. (September, 2010).

{図書}(計 2 件)

・ Lionel Smith(ed), *The World of the Trust*, Cambridge University Press, 2013. (上記国際シンポジウム報告の単行本化) 567 頁。

・ 渡辺宏之編著「特集 エクイティなき信託 (Trusts without Equity)」季刊企業と法創造 26 号 (早稲田大学) 260 頁。

〔産業財産権〕
出願状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

渡辺宏之 (WATANABE Hiroyuki)
早稲田大学法学学術院教授
研究者番号：10376402

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：